

議案第 12 号

訴訟の提起について

下記のとおり訴訟（和解・調停を含む。）を提起したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 15 日

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	住 所 大阪府中央区久太郎町三丁目 5 番 17 号 会 社 名 自然エネルギーシステム株式会社 代表者名 代表取締役 黒澤 日出雄
訴訟の理由	市が相手方へ大規模太陽光発電事業用地として賃貸していた橋本市小峰台二丁目 8 番 2 他 1 筆において相手方が設置した太陽光パネルによる光害、雑草の繁茂による景観阻害等の苦情が近隣者等から市へ寄せられたため、市から相手方に対し、対策等の善処方を繰り返し要請するも、一向に要請に応じなかった。 相手方が期限内に催告事項を履行しなかったことにより、平成 27 年 3 月 15 日限り、本件賃貸借契約は解除となったため、地上物件の収去及び本件土地の明渡請求の訴えを提起したい。
訴訟の趣旨	地上物件の収去及び土地の明渡し